

# 次世代競争ルールWG・グローバル課題WG 合同ヒアリング ご説明資料

KDDI株式会社

2019年9月11日

**1** ローカル 5G に対する当社の考え方

**2** ローカル 5G のネットワーク構成

**3** ローカル 5G の公正競争上の問題点

**3-1** NTT東西参入の問題

**3-2** NTT東西のモバイル市場への参入

**3-3** 禁止行為事業者同士の連携

**4** 公正競争環境確保のためのセーフガード措置

# 1 ローカル 5G に対する当社の考え方

## 2 ローカル 5G のネットワーク構成

## 3 ローカル 5G の公正競争上の問題点

### 3-1 NTT東西参入の問題

### 3-2 NTT東西のモバイル市場への参入

### 3-3 禁止行為事業者同士の連携

## 4 公正競争環境確保のためのセーフガード措置

## ローカル5Gは本来、地域の企業や自治体等による活用を期待 地域に密着した主体が地域の多様なニーズに応えることが 地域事業の活性化・地方創生に



出典：総務省「5G実現に向けた総務省の取組み」、第5世代移動通信システム（5G）の今と将来展望」

ノウハウを持つ大手の電気通信事業者等は  
**主体となるのではなく支援に徹することが**  
地域事業の活性化・地方創生には重要



**禁止行為規制を受けるような支配的事業者が  
ローカル5Gの免許人として参入すると  
CATV事業者等地域の主体のビジネスチャンスが奪われかねない**

**地域経済の発展を考えれば  
免許は地域の主体に委ねることが重要**

**大手の電気通信事業者等は自ら免許人とならなくとも  
地域の主体と連携し十分な支援を行うことは可能**

**ローカル5Gの普及促進は確保される**

1 ローカル5Gに対する当社の考え方

**2 ローカル5Gのネットワーク構成**

3 ローカル5Gの公正競争上の問題点

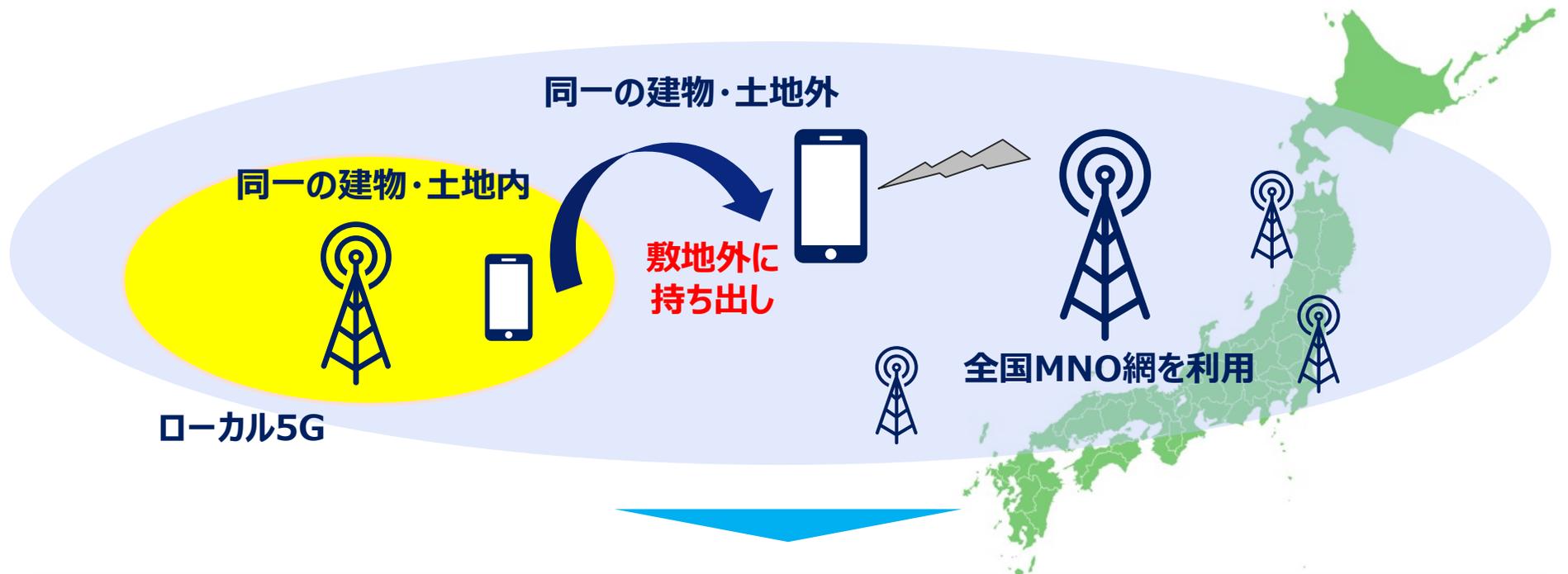
3-1 NTT東西参入の問題

3-2 NTT東西のモバイル市場への参入

3-3 禁止行為事業者同士の連携

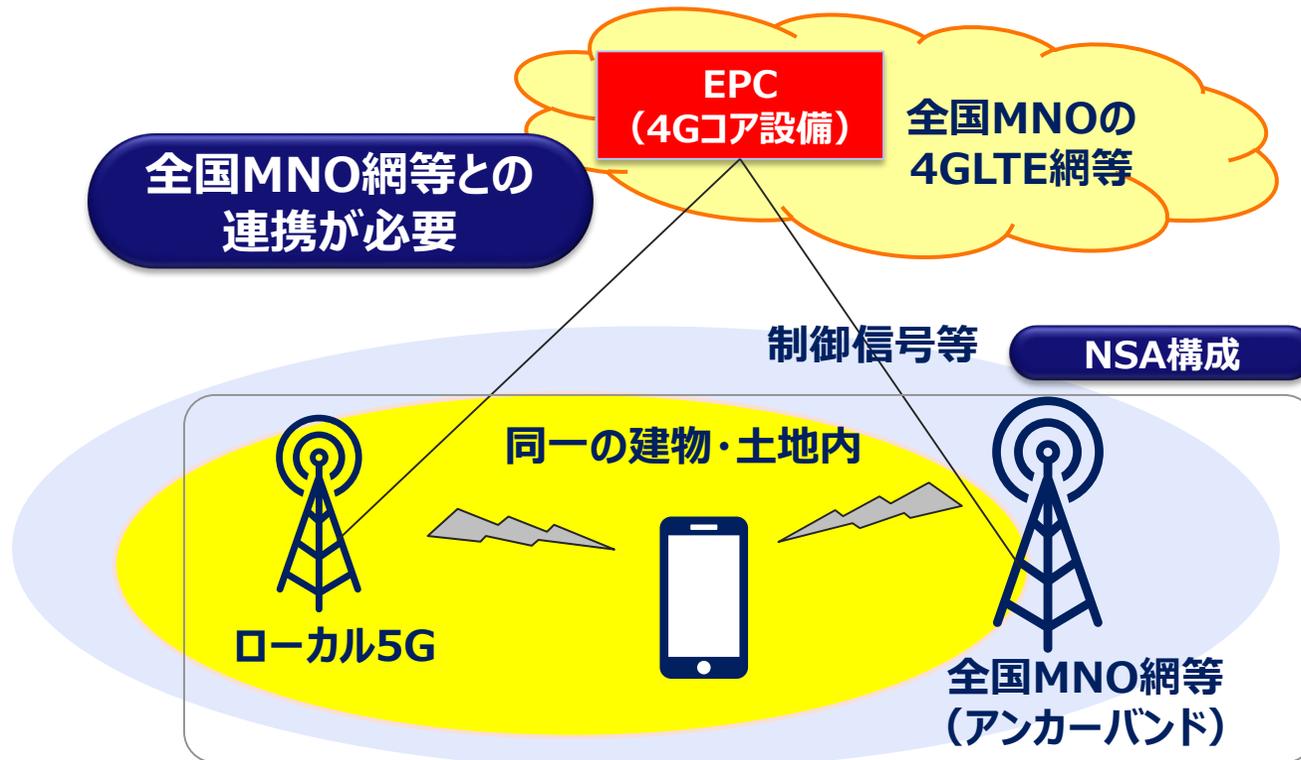
4 公正競争環境確保のためのセーフガード措置

### ローカル5Gのサービスの補完目的で 全国MNO網と組み合わせることを当初から想定



モビリティを想定した議論が必要

# ローカル5Gの導入当初はNSA構成でのネットワーク構築が必要



全国MNO網との連携を想定した議論が必要

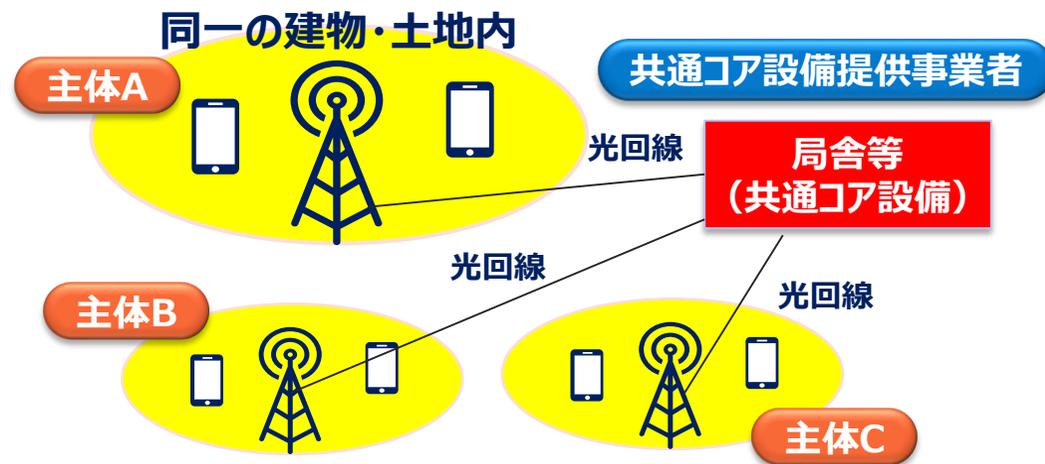
免許単位 (同一の建物・土地等) 毎にコア設備を設置するよりも  
**共通のコア設備を用意して提供した方が効率的**

現実的にはこのようなネットワーク構成が  
**ローカル5Gの当面の主流**になる可能性

免許単位毎にコア設備を設置

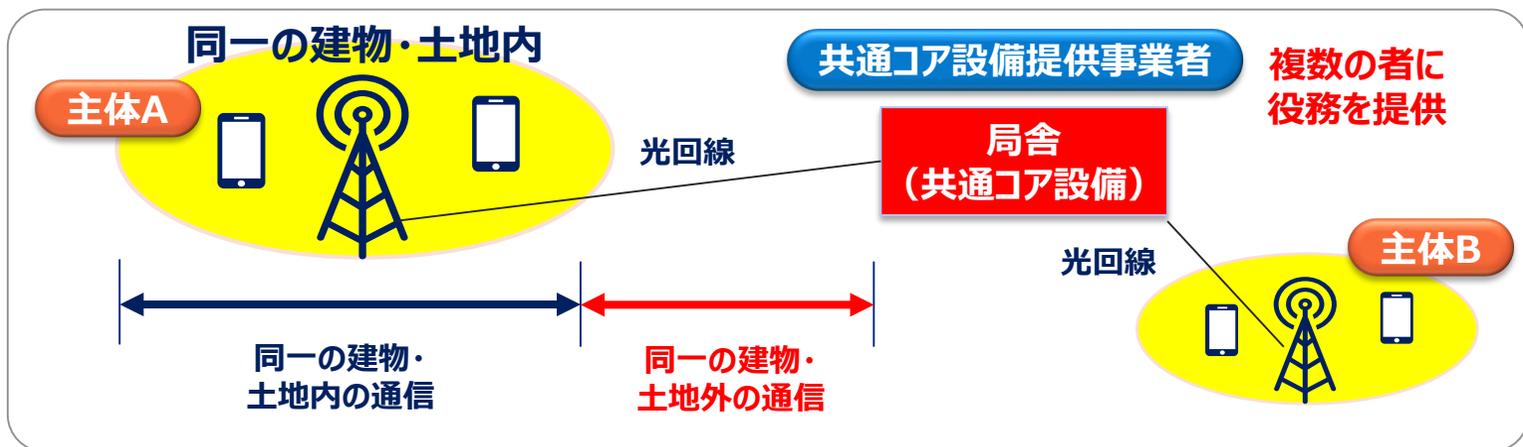


共通のコア設備を設置



## 共通のコア設備を想定した場合

同一の建物・土地内のローカル5Gシステム構築であっても  
複数の者に役務を提供し、同一の建物・土地外の通信が発生



ローカル5Gの大半は電気通信事業法の適用範囲に

(参考) ドイツでは、「公衆サービス」は想定しておらず「自営用途」のみを対象としている

公正競争観点の議論が必要

一の者に役務提供、又は、同一構内・同一の建物内であれば  
電気通信事業法の適用を受けない※が  
共通のコア設備を想定した場合は  
第164条（適用除外等）の規定にはあたらない

※通信の秘密等の規定は適用される

## (適用除外等)

第百六十四条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。

- 一 専ら一の者に電気通信役務（当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。）を提供する電気通信事業
- 二 その一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業
- 三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務（ドメイン名電気通信役務を除く。）を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業

1 ローカル 5G に対する当社の考え方

2 ローカル 5G のネットワーク構成

**3 ローカル 5G の公正競争上の問題点**

3-1 NTT東西参入の問題

3-2 NTT東西のモバイル市場への参入

3-3 禁止行為事業者同士の連携

4 公正競争環境確保のためのセーフガード措置

1 ローカル5Gに対する当社の考え方

2 ローカル5Gのネットワーク構成

3 ローカル5Gの公正競争上の問題点

**3-1** NTT東西参入の問題

3-2 NTT東西のモバイル市場への参入

3-3 禁止行為事業者同士の連携

4 公正競争環境確保のためのセーフガード措置

## 圧倒的な支配力と優位性※を持つNTT東西が ローカル5Gの免許人として参入

※ボトルネック設備の優先的な自社利用、ボトル  
ネック性と一体不可分の営業基盤 など

**ローカル5G市場を早期に席捲し**  
**CATV事業者等地域の主体の参入排除になりかねない**  
(ローカル5Gは一旦システム構築してしまえば、後からの参入が困難)



1 ローカル5Gに対する当社の考え方

2 ローカル5Gのネットワーク構成

3 ローカル5Gの公正競争上の問題点

3-1 NTT東西参入の問題

**3-2 NTT東西のモバイル市場への参入**

3-3 禁止行為事業者同士の連携

4 公正競争環境確保のためのセーフガード措置

NTT東西がローカル5Gのサービスの補完目的で  
全国MNO網と組み合わせると  
制度整理なく実質的な全国モバイルサービス事業者に



ドコモ分離要件やNTTの在り方議論の整理が必要

## 日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件

(1992年4月郵政省・日本電信電話株式会社公表)

### (1) 新会社（ドコモ）のネットワーク

- ・ 新会社は、可能な限り、NTT（注：再編前のNTT）と別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合には、移動体系新事業者と同一の条件とする。

### (2) 取引条件等

- ・ NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。
- ・ また、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の使用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

### (3) NTTとの人的関係

- ・ NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないものとする。

### (4) 出資比率の低下

- ・ 中核となる会社の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

### (5) 資材調達

- ・ 新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

## 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方 (平成23年11月17日)

### <意見12> 注：ジュピターテレコム、ケイ・オプティコム、KDDI、ソフトバンク等の意見

公正競争上支障があることが明確な I S P 事業やモバイル事業について、放送業と同様に明確な禁止事項としてガイドラインに明記すべき。

### <考え方12> 注：総務省の考え方

日本電信電話株式会社やNTT 東西がいわゆる放送業務を営むことについては、例えば、「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT 時代の競争促進プログラム～（平成12 年12 月電気通信審議会答申）」において、「放送分野については、独占的な地域通信網のインフラを通じて通信の隣接分野であるコンテンツ（情報内容）市場へ不当な影響力が行使され、ハード・ソフト両分野にわたる一体的支配のおそれを排除するため、放送メディアの種別に応じて N T T 法に基づく内在的制限等が設けられている。」と述べられている(※)ように、N T T 法上、自ずと一定の制限があると考えられているところであり、ご指摘のあった、いわゆる I S P 業務やモバイル業務について、必ずしも、放送業務と同等に扱うまでの必要はないものと考えられる。

しかしながら、ご指摘のように、例えば、N T T 東西が独占的に設置している端末系伝送路設備と不可分一体として提供される I S P 業務や、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」に反する方法で提供されるモバイル業務といったように、ISP 業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定されるものであることから、仮に、これらの業務を営むことについての届出があった場合であっても、法改正前と同様に、届出に係る業務が N T T 法第 2 条第 5 項に規定する範囲内で営まれることについて、厳密な確認が必要であると考えられる。

※ P.41 3 N T T の在り方 (7) インセンティブ活用型競争促進方策 イ N T T グループに対する規制内容とその必要性 ⑤を引用

1 ローカル 5G に対する当社の考え方

2 ローカル 5G のネットワーク構成

3 ローカル 5G の公正競争上の問題点

3-1 NTT東西参入の問題

3-2 NTT東西のモバイル市場への参入

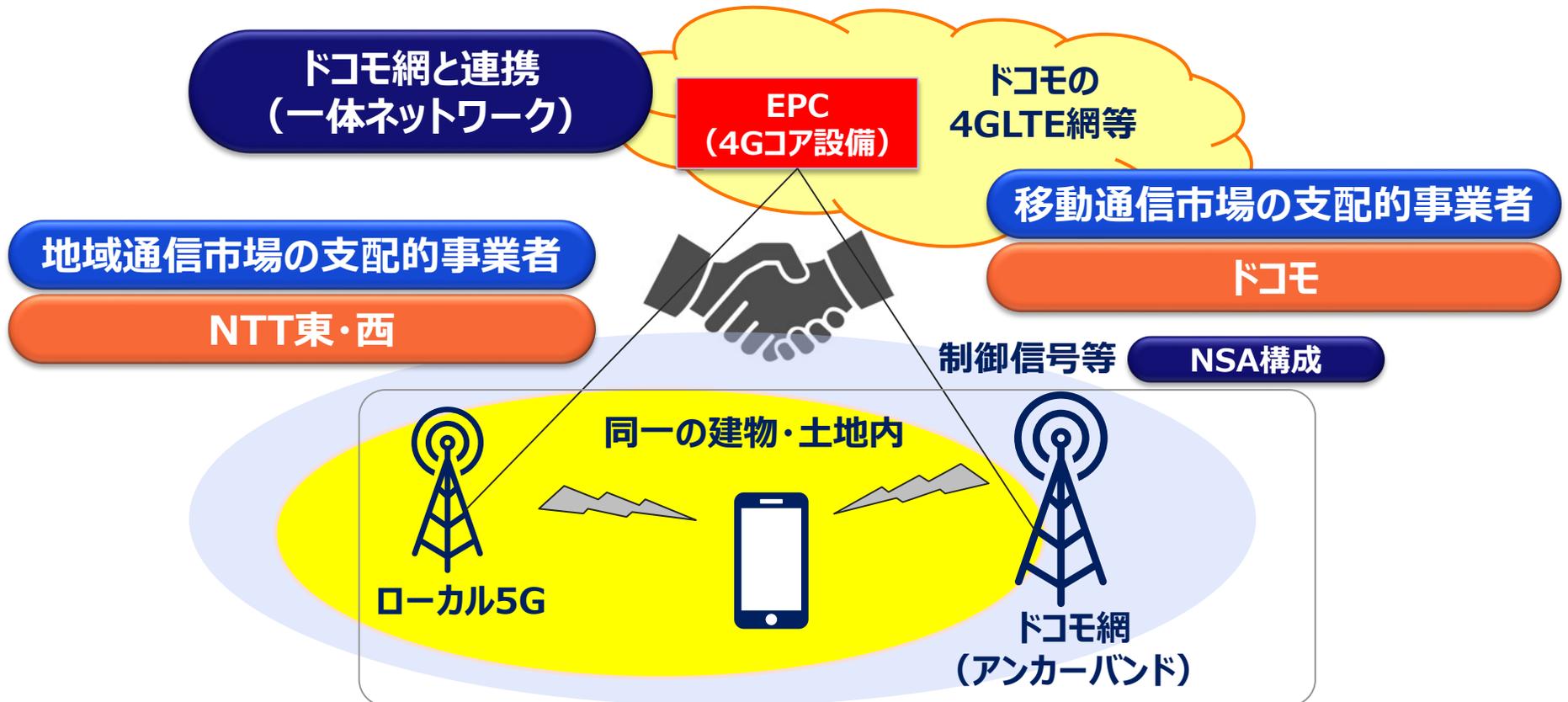
**3-3 禁止行為事業者同士の連携**

4 公正競争環境確保のためのセーフガード措置

# NTT東西が全国MNO網を利用する際にドコモと連携することは 禁止行為事業者同士の連携となり 公正な競争環境に更に大きな悪影響が懸念される



また、NSA構成でNTT東西とドコモが連携すると  
NTT東西のローカル5Gとドコモの4GLTE網が一体化  
公正競争の担保なくNTTグループが統合



1 ローカル5Gに対する当社の考え方

2 ローカル5Gのネットワーク構成

3 ローカル5Gの公正競争上の問題点

3-1 NTT東西参入の問題

3-2 NTT東西のモバイル市場への参入

3-2 禁止行為事業者同士の連携

**4 公正競争環境確保のためのセーフガード措置**

ローカル5Gの普及促進にあたっては  
NTT東西が免許人として参入することの弊害(\*)を踏まえ

- (\*)
1. NTT東西参入の問題（支配力・優位性）
  2. NTT東西のモバイル市場への参入
  3. 禁止行為事業者同士（NTT東西とドコモ）の連携

**NTT東西は地域の主体の支援に徹することこそが  
ローカル5Gの普及促進  
ひいては、地域の発展により寄与するものとする**

Tomorrow, Together

**KDDI**

おもしろいほうの未来へ。

*au*